

答 申

第1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

令和3年7月13日、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、以下の2件の開示請求（以下「本件請求」という。）が行われた。

- (1) 県が令和2年度まで、国の財政的援助を受けて「ごみ処理施設」を整備している沖縄県の市町村（一部事務組合を含む）において、中城村・北中城村エリアを廃棄物処理法の基本方針に即して最終処分場の整備を行う必要がない地域であると判断していた理由が分かる公文書（県に対する中城村と北中城村の報告書、2村に対する県の調査結果、環境省に対する県の報告書等）。
- (2) 県が令和3年度においても、国の財政的援助を受けて「ごみ処理施設」を整備している沖縄県の市町村（一部事務組合を含む）において、中城村・北中城村エリアを廃棄物処理法の基本方針に即して最終処分場の整備を行う必要がない地域であると判断している理由が分かる公文書（県に対する中城村と北中城村の報告書、2村に対する県の調査結果、環境省に対する県の報告書等）。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求について、該当する公文書は作成又は取得しておらず、保有していないことを理由として、条例第11条第2項の規定により、公文書不存在による不開示決定の処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和3年9月6日付けで沖縄県知事に対して審査請求を行った。

4 諮問

沖縄県知事は、条例第21条の規定により、令和3年12月17日付けで審査会に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

公文書不存在による不開示決定処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

市町村長が民間業者に対して一般廃棄物の処分に対する許可を与える場合は、当該市町村において一般廃棄物の処分が困難であると認められる正当な理由が必要になるため。また、中城村・北中城村エリアは、平成時代から最終処分場の整備を行わずに他の市町村に一般廃棄物を搬出して民間委託処分を継続する「一般廃棄物処理計画」を策定しているため。

第4 実施機関の弁明の内容（要旨）

1 弁明の趣旨

県は本件請求に該当する公文書を保有していないため、県が行った処分は妥当であるとの判断を求める。

2 弁明の内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)第4条第1項により、一般廃棄物の処理に関する事業は市町村の自治事務となっている。

同法第6条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理計画の策定や同法第7条の規定に基づく一般廃棄物処理業に対する許可も市町村の自治事務となっている。

同法第6条の2では、市町村が一般廃棄物の処理を市町村以外の者に委託する場合の基準が定められており、市町村が民間事業者等へ委託し、一般廃棄物の処理を行うことは認められている。

なお、県は中城村、北中城村及び中城村北中城村清掃事務組合から、中城村・北中城村エリアに最終処分場の整備が必要ないという報告を受けていない。

第5 弁明に対する審査請求人の反論（要旨）

- (1) 市町村が自治事務として一般廃棄物の処理施設（最終処分を含む）の整備について判断を行う場合は、廃棄物処理法第4条第1項の規定における市町村の責務が十分に果たされるように、都道府県が市町村に対して同条第2項の規定に基づいて必要な技術的援助を与えることに努めなければならないことになる。
- (2) 一般廃棄物処理計画の策定や一般廃棄物処理業に対する許可は市町村の自治事務であるが、国の補助金等を利用して処理施設を整備している場合は、一般廃棄物処理計画の策定に当たって補助金適正化法の規定に則して処理施設の運用計画を策定しなければならないことになる。
- (3) 県が中城村と北中城村及び中城村北中城村清掃事務組合から、最終処分場の整備が必要ないという報告を受けていない場合は、2村と組合が他の市町村に一般廃棄物を搬出して「民間委託処分」を行う前に、県が、2村と組合に対して廃棄物処理法の基本方針に即して地域毎に必要となる最終処分場の整備を行うことに努めるように技術的援助を与える必要がある。
- (4) 県は中城村と北中城村に対して廃棄物処理法第6条の2の規定のみを根拠に最終処分場の整備を行わずに熔融固化施設の運用を休止したまま他の市町村に一般廃棄物を搬出して「民間委託処分」を継続することを容認している。

第6 審査会の判断

審査会は、本件請求2件に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。

廃棄物処理法第4条の規定により、一般廃棄物の処理に関する事業の実施は市町村の責務として規定されており、一般廃棄物に係る最終処分場の整備や溶融固化施設の整備についても、同法の規定による市町村の自治事務とされている。

また、同法第6条第1項では一般廃棄物処理計画の策定について、同法第7条の規定では一般廃棄物処理業に対する許可について規定されており、それぞれ市町村の自治事務とされている。

一方、同法第6条の2では、市町村が一般廃棄物の処理を市町村以外の者に委託する場合の基準を政令で定める旨規定されており、市町村が民間事業者等へ委託し、一般廃棄物の処理を行うことが認められている。

実施機関の説明によると、廃棄物処理法第4条第2項により、都道府県は市町村に対し、市町村の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めることとなっており、その技術的援助を与えるために必要な報告を求めることはあり得るが、報告義務があるものではないとのことである。

本件について、県は中城村、北中城村及び中城村北中城村清掃事務組合から、中城村・北中城村エリアに最終処分場の整備が必要ないという報告を受けておらず、また、県は当該地域に最終処分場の整備が必要ないという判断をする権限はなく、かつ判断を行った事実もないとのことであった。

さらに、中城村北中城村清掃事務組合の溶融固化施設は、防衛省の補助金で整備された施設であることから、当該施設の財産処分や運用については、同省の基準等が適用されるものであり、当該施設の財産処分に当たって県の承認や判断が必要とされるものではないと考えられる。

よって、上記廃棄物処理法の規定及び県の行使する権限に照らせば実施機関が本件請求文書に相当する文書を保有していないとする説明に不合理・不自然な点はなく、審査会においても本件請求文書に相当する文書は存在しないことを確認した。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理
仲村 剛	弁護士	
新見 研吾	弁護士	
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和3年12月20日	諮問書受理
令和4年4月27日	審議（第334回）
令和4年8月18日	審議（第337回）
令和4年9月30日	審議（第338回）